

別 紙

広報しまばら広告掲載基準

(広告掲載の位置及び順序)

- 1 広告物の掲載位置及び順序は、市が指定する。

(広告物の規格、掲載料等)

- 2 広告物の1枠当たりの規格及び掲載料の月額は、次の表のとおりとする。

規格 (縦×横)	月額掲載料	掲載箇所	刷 色
50mm×88mm (A4判の約10分の1)	10,000円	裏表紙の 前々面ページ	カラー
50mm×178mm (A4判の約5分の1)	20,000円	裏表紙の 前々面ページ	
100mm×178mm (A4判の約5分の2)	40,000円	裏表紙の 前々面ページ	
262mm×178mm (A4判)	100,000円	裏表紙の 前面ページ	

(広告の掲載枠)

- 3 広告掲載枠は、最終見開きページに広告欄を設け、月に11枠(A4判1枠及び「A4判の約10分の1」の場合、10枠)を原則とする。

(広告掲載の期間)

- 4 広告掲載の期間は、毎月発行する広報紙の1号当たりを1箇月とし、毎年5月号から翌年4月号までのうち、広告主が希望する月数とする。ただし、1回の申し込みで連続して掲載する期間は12箇月を限度とする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 5 広告原稿は、広告主の負担で作成し、広報しまばら発行日(毎月1日)の前々月の20日までに電子データ(入稿データ形式:アウトライン化したAdobe Illustratorファイル)及びそれを印刷したものを秘書人事課へ提出すること。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年12月28日から施行する。